



地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	①管内で最大震度4の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表されたとき ③その他地方局長が必要と判断するとき	①管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③管内沿岸に津波警報が発表されたとき ④その他地方局長が必要と判断するとき
知事	・なし	・必要に応じ登庁
特別職	・なし	・必要に応じ登庁
管理職	・なし	・必要に応じ登庁
参集基準	・地方局総務県民課(室)職員 ・関係課職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名)	・災害応急対策を実施するために必要な人員 ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断) ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名)
一般職員		

風水害等一般災害発生時の配備体制

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ②その他地方局長が必要と判断するとき	①県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、又は本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④その他地方局長が必要と判断するとき
知事	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
管理職	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
参集基準	・必要に応じ登庁	・災害対策本部に所属する管理職は、直ちに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁 <small>(注)震度6弱以上の地震発生・大津波警報発表の場合は、全管理職が直ちに登庁</small>
一般職員	・職員1/3 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名)	・全職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名)

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、高潮警報を除く) ②その他地方局長が必要と判断するとき	①管内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③その他地方局長が必要と判断するとき
知事	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
管理職	・必要に応じ登庁	・災害対策本部に所属する管理職は、直ちに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁
参集基準	・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員 ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断)	・大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
一般職員		

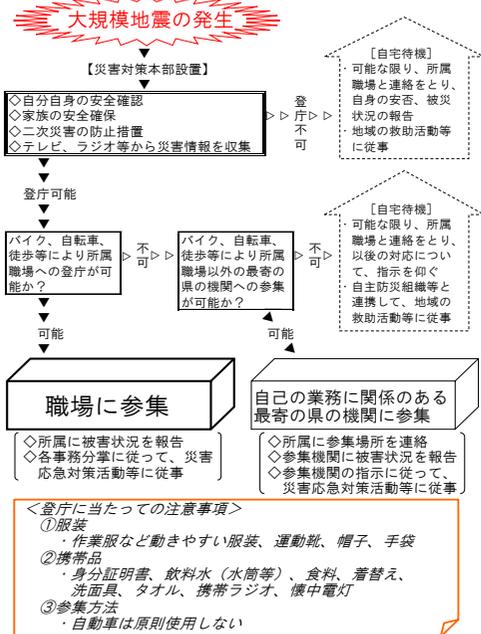
武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等
武力攻撃事態等(緊急対応事態)	事前認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制(事務局判断)	①防災局の職員及び各局連絡員 ②あらかじめ指名された地方局総務県民課(室)の職員(3名)
	事前認定後	県の全部局での対応が必要な場合	事態の状況に応じた体制(その都度知事が判断)	概ね1/3の職員(地方局及び支局にあっては、地方本部会議を構成する職員を含む。)が直ちに参集のうえ、知事の判断により配備職員の拡充等を行う。
緊急事態連絡室体制	事前認定前	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合		八幡浜支局は1/3の参集職員に、税務室長、保健統括監、企画課長、健康増進課長、生活衛生課長、環境保全課長、八幡浜土木事務所長、管理課長を含む。
	事前認定後	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制	全職員が直ちに参集

※特別職は、災害対策本部長(知事)を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事(本部長があらかじめ定めた順)、知事補佐官、教育長、公営企業管理者の順で代行。

大規模地震発生時の職員参集フロー

(勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合)



想定される危機事案と所管部局

分類	危機事案	所管部局
大規模自然災害	大規模風水害	防災危機管理課・消防防災安全課
災害対策基本法第2条第1号に定める災害	大規模地震災害	防災危機管理課・消防防災安全課
	原子力災害	原子力災害対策課
	石油コンビナート災害	消防防災安全課・防災危機管理課
	大規模火災・爆発	防災危機管理課・消防防災安全課
	危険物・毒劇物事故	防災危機管理課・消防防災安全課
	航空事故	防災危機管理課・消防防災安全課
	海上事故(油流出含む)	防災危機管理課・消防防災安全課
	鉄道事故	防災危機管理課・消防防災安全課
	道路事故	防災危機管理課・消防防災安全課
	県主催イベントでの事故	当該課
重大事件	不審船・領海侵犯	防災危機管理課・海防海岸課・海防課
	ハイジャック・バスジャック等	防災危機管理課で初動対応、事後調査
	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課
有事関連	テロ・ゲリラ事件	当該課・防災危機管理課
	武力攻撃事態等	防災危機管理課・消防防災安全課
健康・安全	緊急対応事態	防災危機管理課・消防防災安全課
	周辺事案	防災危機管理課
	感染症の蔓延	健康増進課
	家畜の伝染病	畜産課
	飲料水汚染	環境政策課
	大規模食中毒	保健衛生課
	毒・劇物による健康被害	保健衛生課
	原子力災害・テロ以外の被ばく	保健福祉課
	原因不明の健康被害	保健福祉課
	農薬等の使用による事件・事故	農園園芸課
	湧水	水資源対策課
	県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部
	医療事故	公営企業管理局・保健福祉部
	院内感染	公営企業管理局・保健福祉部
	学校内及び校外活動中の事件・事故	教育委員会事務局 <small>(私立学校等の場合は、私立学校等の関係機関)</small>
保育所における事件・事故(公立、私立、認可外含む)	子育て支援課	
県庁舎での事件・事故	庁舎管理課	
県施設での事件・事故	各施設管理課	
本県関係者が巻き込まれた国外での事件・事故	国際交流課	
その他	防災危機管理課で初動対応、事後調整	

②県行政の運営に重大な支障が生じる事態(各所管部局で対応)

危機発生時の連絡窓口

(①、②には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。)

報告先	電話番号	
①	自宅	
	携帯電話	
②	自宅	
	携帯電話	
③災害警戒本部 災害対策本部 国民保護対策本部 緊急対応事態対策本部	県本部	089(912)2335 089(912)2315 089(943)6865 089(933)2934
	東予地方本部	0897(56)1300 (内線213)
	今治支所	0898(23)2500 (内線300) 0898(32)3732
	中予地方本部	089(941)1111 (内線310) 089(909)8750
	南予地方本部	0895(22)5211 (内線207) 0895(22)3065
	八幡浜支所	0894(22)4111 (内線207) 0894(24)6271

防災危機管理課当直用電話番号 089(941)2160

MEMO

